

地理空間情報体系分科会について Report of Discussion on National Geospatial Information

測図部 田村栄一¹

Topographic Department Eiichi TAMURA

企画部 河瀬和重

Planning Department Kazushige KAWASE

地理空間情報部 田中大和

Geospatial Information Department Yamato TANAKA

要 旨

インターネットの普及により、コンピュータ上の新鮮なデジタル地図を多くの人々が利用するとともに、GPSによって精度よく測位ができる時代になった。

今般、平成19年5月の測量法改正、及び地理空間情報活用推進基本法（以下、「基本法」という。）の制定を踏まえ、国土地理院内に設置された地理空間情報体系分科会において、同法の趣旨に沿った我が国の基本図データ体系に関する検討を行った結果、デジタル時代の地理空間情報体系を構築すべきという結論になり、分科会の報告書として取りまとめた。

報告書では、デジタルデータを主体とした地図の基本測量成果のあり方、国土地形基盤を中心とする新たな地理空間情報の整備、既存の地理空間情報体系の整理等についての提言がまとめられた。

なお、本稿の国土地形基盤等の用語については、6. で説明する。

1. はじめに

1. 1 検討の背景

インターネットの普及により、コンピュータ上の新鮮なデジタル地図を多くの人々が利用するとともに、GPSによって精度よく測位ができる時代になった。

国土地理院では、平成19年に測量法を改正し、刊行による方法に加えてインターネットによる基本測量成果の提供（以下、「オンライン提供」という。）を可能にすることにより、インターネットで地理空間情報を提供する法的位置づけを整理した。また、基本法の制定を受け、国土地理院が自ら整備すべき基盤地図情報（以下、「基盤地図情報（基本測量）」という。）について、その整備を開始することとした。

これらを受けて、全ての測量の基礎である基本測量の測量成果（以下、「基本測量成果」という。）として整備されてきた各種の地理空間情報についても、自ら整備すべきものについて整理する必要が生じた。このため、国及び地方公共団体が国土管理、危機管理、環境管理等の行政事務を実施するに当たって不可欠であり、国土地理院が国家機関として自ら整備することが求められる必要最低限の情報としての地

理空間情報を選定することが必要となった。

選定された地理空間情報は、基盤地図情報に整合させて整備するとともに、インターネットを通じて共通に利用することができる環境を整える必要がある。このため、これらのデータについては、デジタルデータを前提とし、インターネットに対応した書式、形態、精度、整備項目等の仕様について検討するとともに、整備を効率的に行うため、国と地方公共団体との協力に基づく確実で効果的な整備方法を検討し、国土地理院における新たな地理空間情報体系を構築することとした。

1. 2 分科会の設置

上述の背景を受けて、このような新しい時代に対応した地理空間情報体系の構築に向けた検討を進めるため、国土地理院技術協議会の下に地理空間情報体系分科会を設置した。本分科会では、測図部長を分科会長、地理空間情報部長を副分科会長とし、院内各部・センターの筆頭課に加え、地理空間情報に関連の深い部署から委員を選出し、国土地理院の整備する新たな地理空間情報体系について検討を行った。今回検討した新たな体系により、第2次基本測量長期計画（昭和39年制定）において定められた2万5千分1地形図を中心とする現行の基本図体系を44年ぶりに見直すこととなった。

そこで、国土地理院の新たな地理空間情報体系について、本分科会及びその下に設置された幹事会での議論、関係部内での議論、院議メンバーによる施策検討等を踏まえ、国土地理院技術協議会への報告を分科会が取りまとめたので、ここに報告する。

2. 会議の開催状況

会議は以下の日程で開催し、それぞれの議題について議論を行い、報告書を取りまとめた。

第1回分科会《平19/7/26》

「地理空間情報体系の現状と課題」について議論した。

第1回幹事会《平 19/10/19》

課題、方向性等を説明し、「基本測量成果のあるべき姿」及び「地形図から地理空間情報へ」について議論した。

第2回分科会（幹事会と合同）《平 19/12/5》

「第1回幹事会」の内容を報告し、「基盤地図情報を含む新たな基本図体系の提案」について議論した。

第3回分科会（幹事会と合同）《平 20/3/17》

「新たな基本図体系の検討結果」を事務局から報告し、「新たな基本図体系の整理」について議論した。

第4回分科会（幹事会と合同）《平 20/6/12》

「新たな基本図体系の整理」について議論し、報告書を取りまとめた。

3. 報告書の概要

3. 1 地図における基本測量成果

インターネットの爆発的な普及に鑑みれば、測量成果を多くの国民に迅速に提供するためには、インターネット等を利用したデジタルデータの閲覧・提供が不可欠である。今回、測量法改正により、基本測量成果のオンライン提供を従来の有体物による刊行と同等に取り扱うことが可能となったため、インターネットによる閲覧・提供の環境が概ね整った。

3. 1. 1 利用の実績

現在、国土地理院は2万5千分1地形図等の地図を、インターネットを通じて公開している。平成19年度のアクセス数は、電子国土ウェブシステムで年間約350万件、地図閲覧サービスの「ウォッチず」で年間約7,000万件であり、平成19年度の紙地図の売り上げ年間約140万枚（うち、2万5千分1地形図は約100万枚）と比較して非常に大きなものとなっている。

3. 1. 2 ネット閲覧用データを基本測量成果に位置づけ

現在の基本図整備においては、紙地図に主眼を置いた測量を実施しているため、それぞれの地図は、ハードディスク、CD、DVD等の媒体に格納されたデータが基本測量成果となっている。

今回、既にオンライン提供も実施しているCD等の刊行データに加え、インターネット閲覧のためのデータも基本測量成果（利用者が入手するのは、デジタルデータであって、オリジナルの測量成果の複製物）として位置づけ、インターネットを通じた閲覧及びオンライン提供を実施するとともに、複製・使用承認の対象とする。

3. 1. 3 基本測量成果のデジタル化計画

基本測量成果をデジタル化することは、コンピュータでの利用やオンライン提供のために必要である。デジタル化を確実に完了させるためには、目標を定めた計画的な実施が重要であることから、表-1に示す計画を定め、基本測量成果のデジタル化を進める。

表-1 基本測量成果等のデジタル化の状況
(平成20年6月現在)

進捗状況	地図の種類 (現状完了%)	100%完了 目標年度
ベクトル化 完了	1万分1地形図 2万5千分1地形図 500万分1地図 土地条件図 火山土地条件図 都市圏活断層図	
ベクトル化 中 (ラスト化 は完了)	20万分1地勢図(75%) 50万分1地方図(0%) 100万分1地図(0%) 300万分1地図(0%) 火山基本図(70%) 湖沼図(40%)	平成20年度 平成22年度
	沿岸海域地形図(10%) 沿岸海域土地条件図 (10%)	平成25年度
ベクトル化 予定なし (ラスト化 は完了)	5万分1地形図 2万5千分1土地利用図 旧版地図	
ラスト化中	空中写真(60%)	平成25年度

3. 1. 4 インターネットによる基本測量成果提供の促進

全ての基本測量成果のインターネットによる閲覧及びオンライン提供を可能とするため、地図座標の地上座標への変換が困難な旧版地図を除く地理空間情報については、平成25年度までにインターネットによる閲覧が可能な状態とする。

3. 2 新規の地理空間情報の整備

近年、行政の基礎データ等の様々な用途に供するため、大縮尺のベクトルデータ及びオルソ画像の需要が高まっており、諸外国では既にその整備が進められている。

我が国においても、平成19年5月の基本法制定により、基盤地図情報の整備を新たに行うこととなったところである。そこで、基盤地図情報を日本全国

にわたって整備することを目的として、以下の施策を講ずる。

3. 2. 1 基本測量による基盤地図情報の整備

(1) 都市計画区域内

基本法の規定により定められた「基盤地図情報が満たすべき基準」では、都市計画区域では、平面位置精度 2.5m 以内、高さ精度 1.0m 以内のデータを基盤地図情報の基準としており、これを「縮尺レベル 2500」と呼ぶことにする。

原則として、地方公共団体等による公共測量（基盤地図情報が整備されるものに限る。）の測量成果（以下、「公共測量成果」という。）を収集し、シームレス化等の必要な変換処理等を行うことにより平成 23 年度までに全域を概成させるものとする。

ただし、地方公共団体等からの収集が困難な場合には、シームレス化等を含む精度向上のための作業経費、使用・公開権の購入経費等を勘案し、より効率的な場合には、別途の手法により整備することも検討する。

(2) 都市計画区域外

(1)と同様の規定により、都市計画区域外では、平面位置精度 25m 以内、高さ精度 5.0m 以内のデータを基盤地図情報の基準としており、これを「縮尺レベル 25000」と呼ぶことにする。

「縮尺レベル 25000」であるため、原則として、初期データは 2 万 5 千分 1 地形図から作成する。

3. 2. 2 「国土画像基盤（オルソ画像）」の整備

オルソ画像は、国土の最新の正確な状況を表す情報として近年幅広く利用されていることから、基盤的な地理空間情報として整備を開始することとし、これを「国土画像基盤」と名付ける。オルソ画像は、座標を持った画像であることから、地理情報システムの背景情報として幅広く利用されることが期待される。このため、整備した国土画像基盤は、刊行又はオンライン提供をするとともに、他の地理空間情報の修正にも用いる。

都市計画区域の空中写真撮影を実施する場合、撮影範囲を矩形にするなどにより、周辺部も含めた撮影を行う方が効率的な場合があるため、都市計画区域に加えて、その周辺も同時に整備するなど、最も効率的な整備範囲を選定する。「都市計画区域及びその周辺」の外側の地域については、国土地理院だけでなく、地方公共団体、他省庁その他の機関が撮影した空中写真を適切に利用し、国土地形基盤の修正作業に合わせて適宜作成する。

3. 3 従来の地理空間情報の新体系

地理空間情報活用推進基本計画を踏まえ、国は、その整備する地理空間情報について、基盤地図情報に整合して整備することが必要となっていることから、国土地理院がこれまで整備を進めてきた地理空間情報の体系を次の通り整理する。

新しい体系においては、デジタルデータを主体にすることにより、拡大・縮小、色数等の制約がなくなるなど、デジタルの特徴を最大限に活かすとともに、最良の精度で整備可能な情報を確保できるようにする。

3. 3. 1 国土地形基盤

(1) 国土地形基盤とは

位置の基準である基盤地図情報との整合を図り、「縮尺レベル 25000」に限定することなく、より精度の高いものを含んだ、我が国全域を覆うベクトル形式の基盤データを「国土地形基盤」と名付ける。

国土地形基盤は、2 万 5 千分 1 地形図をはじめ、「縮尺レベル 2500～50000」の地図群に代わる新たな基本図とし、基本測量による基盤地図情報項目を含めて更新を行っていく。

2 万 5 千分 1 地形図においては、基盤地図情報項目に含まれない地物（構造物、植生、特定地区等）が存在する。これらの非基盤地図情報項目は、基盤地図情報項目と合わせて整備することにより、地貌の状況を知ることができるとともに、国土管理や国の安全に必要なことから、国土地形基盤においても取得することとする。

これにより、例えば、国土開発時の未利用地の状況把握、防災における森林、農地、果樹園等の区別による被害予測、効率的な避難誘導、救援部隊配置等の検討における重要な資料になるなど、国及び地方公共団体が行政を実施していくに当たって必要とされる資料を提供することとなる。

国土地形基盤においては、全項目を定期的に修正するとともに、主要項目についてはリアルタイム修正によって最新の情報を提供し、従来の 2 万 5 千分 1 地形図よりも高精度かつ高頻度に更新されるデータを提供していくこととする。

(2) 国土地形基盤図

様々な縮尺レベルの情報を含む国土地形基盤を、縮尺 1/25,000 で表示し、図 1 のような地図表現をしたラスターデータ及び印刷図を国土地形基盤図という。国土地形基盤図は、インターネットによる供覧及びオンライン提供を実施するとともに、オンデマンド印刷も実施する。国土地形基盤図は、国土地形基盤をそのまま地図表現しただけのものであるため、国土地形基盤と国土地形基盤図の間に情報のタイム

ラグはない。

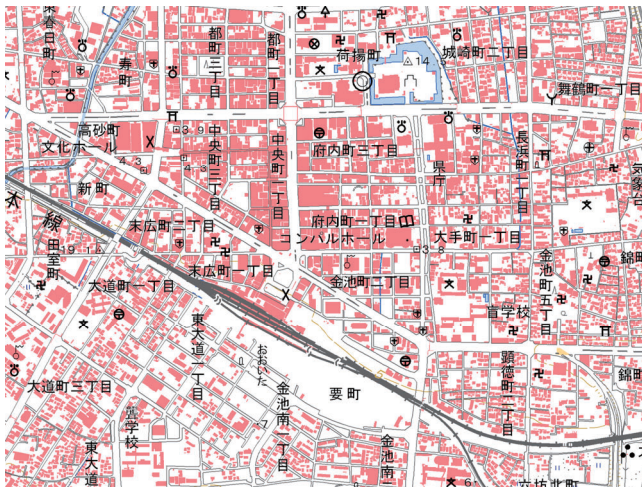
国土地形基盤は、標準的な表現である国土地形基盤図だけでなく、利用者のニーズに応じて表現方法を変更することも可能なように設計することとする。

また、基盤地図情報と整合し、これまでより高い位置精度になることから、基盤地図情報はそのまま利用するとともに、非基盤地図情報項目について対象地物の高さ制限、長さ制限等の取得基準を変更することにより、転位を行わない方策を検討する。

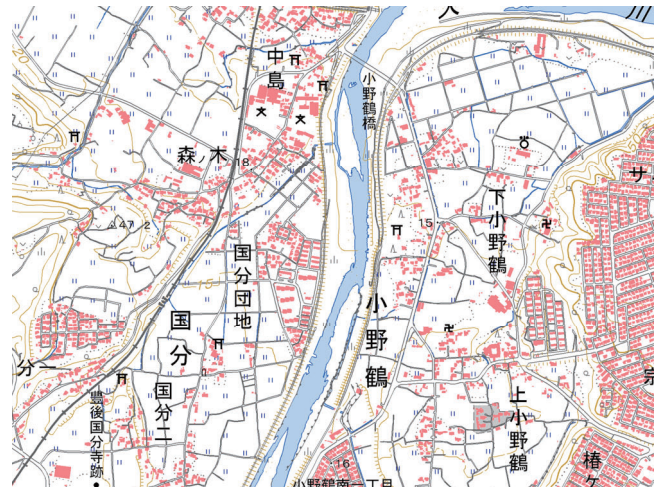
そこで、国土地形基盤においては、広く意見を聞きつつ、平成20年度中に取得基準をはじめとした新

たな図式を制定し、それに適合したデータ整備を開始する。

なお、図-1の「国土地形基盤図のイメージ」では、道路縁及び建物が真位置になったことに伴い、建物の隙間が道路と誤認される可能性があるため、建物を別色で表現した。比較のため、図-2には、図-1と同一地域の現行の2万5千分1地形図を示した。

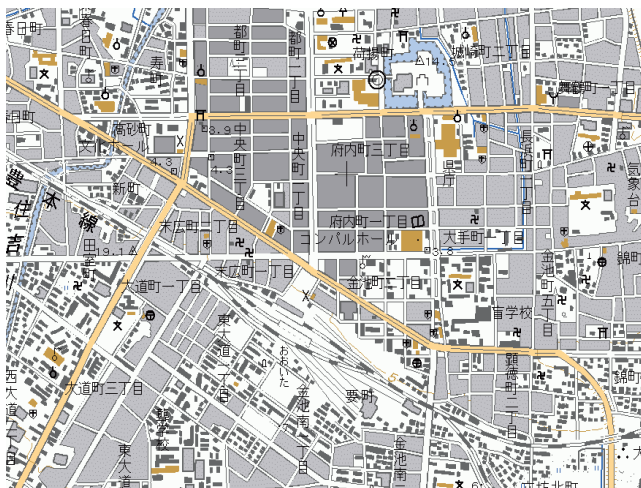


<大分市中心部>



<大分市郊外>

図-1 国土地形基盤図のイメージ



<大分市中心部>



<大分市郊外>

図-2 図-1と同一範囲の2万5千分1地形図
(「ウォッチーズ」画像より)

3. 3. 2 その他の地理空間情報

紙媒体により刊行される地理空間情報（紙地図）には、広げて全体を容易に見渡せる、書き込み等が容易、野外や災害時等のコンピュータの使用が困難な状況でも利用できる、コンピュータに不案内な高齢者等でも利用可能であるなどの、デジタルデータにはない利点が多くある。このため、今後も紙地図刊行の継続は必要と考えられる。

しかし、印刷してストックした紙地図では、ある程度の期間ごとにしか更新されないため、新鮮な情報を反映できない場合がある。そこで、全ての種類の紙地図を対象とし、通信販売を積極的に活用するとともに、オンデマンド印刷方式の採用も含め、複製頒布方式を改善する。

また、地形図のベクトル化により拡大・縮小が容易になり、表示内容や取得項目が類似した地図を複数の縮尺で作成する必要性は減少していることから、一部の地理空間情報については国土地形基盤に統合するなど、現在刊行している各種の紙地図・数値地図について、修正・複製頒布を以下のように変更する。

(1) 縮尺レベル 25000【修正方法を変更して現行通りの複製頒布を実施】

2万5千分1地形図（桎判平図）については、国土地形基盤が新たな基本図として位置づけられることに伴い、国土地形基盤から作成する。これは、44年前に第2次基本測量長期計画によって基本図体系を変更した際、5万分1地形図を2万5千分1地形図から作成することになったことと同様の考え方である。

2万5千分1地形図は、国土地形基盤を背景にして前回刊行時の地形図を修正することにより、現状と概ね同様の図式に準拠して整備し、現状と概ね同様の紙地図で刊行等を継続する。判読性を高めるために主要項目を強調するという地図調製は、実測図と同様に測量法に定める基本測量であるため、国土地形基盤だけでなく、2万5千分1地形図も基本測量成果となる。

今後、縮尺1/25,000の紙地図としては、国土地形基盤図（図-1）と2万5千分1地形図（図-2）の両方が提供される。ただし、国土地形基盤の修正がリアルタイムで行われ、国土地形基盤図として最新情報が提供されることから、2万5千分1地形図については、十分な修正情報が蓄積された段階で刊行等を行うこととする。

なお、前述のとおり、国土地形基盤図の紙地図についても、必要に応じオンデマンド印刷により提供可能とする。

(2) 縮尺レベル 50000（北方領土）、縮尺レベル 200000以下の小縮尺図【現行通りの複製頒布を実施】

5万分1地形図（北方領土）においては、当面は現在のデータを基本測量成果とするが、国土地形基盤を整備し、(1)と同じ扱いにできるように努める。20万分1地勢図以下の小縮尺図及び数値地図200000（地図画像）については、国土地形基盤を用いて修正を実施し、現状と概ね同様の方法で刊行を継続する。

(3) 主題図、集成図【現行通りだが、一部は対処法を検討】

主題図データについては、引き続き修正を継続するが、国土地形基盤との整合について配慮する。引き続き必要な修正は継続するが、長期にわたり修正が行われていない地図については、廃図にして旧図として謄抄本交付若しくは営利販売目的のまま複製の対象とすることも含め、対処法を検討する。

さらに、背景図は古いが、地形分類等主題項目のベクトルデータは基本測量成果として有用な場合があるため、背景図を分離するなど、新たな閲覧・提供方法についても検討を行う。

(4) その他【基本測量による基盤地図情報又は国土地形基盤に統合】

その他の地図については、都市計画区域における「縮尺レベル2500」の基盤地図情報と内容の重複する1万分1地形図、試験的に作成しただけで修正を実施していない2万5千分1地形図（A1判折図）、及び2万5千分1地形図と取得項目が似ている5万分1地形図（北方領土を除く）があり、国土地形基盤の使用による代替案を作成した上で、国土地形基盤に統合する。

その他の数値地図についても、空間データ基盤は、基本測量による基盤地図情報に統合する。標高データについては、基盤地図情報があれば十分と考えられることから、CD等の複製頒布状況を調査の上、複製頒布量が少ない場合には複製頒布を終了する。

これらの地図のうち、更新終了に伴い複製頒布量の減少が予測される地図については、適当な時期に廃図とし、旧版地図として謄抄本交付の対象にするなど、一般利用者の入手手段が確保される方策について検討する。

3. 3. 3 まとめ

これまでの地理空間情報体系と新たな地理空間情報体系の比較を図-3に示す。

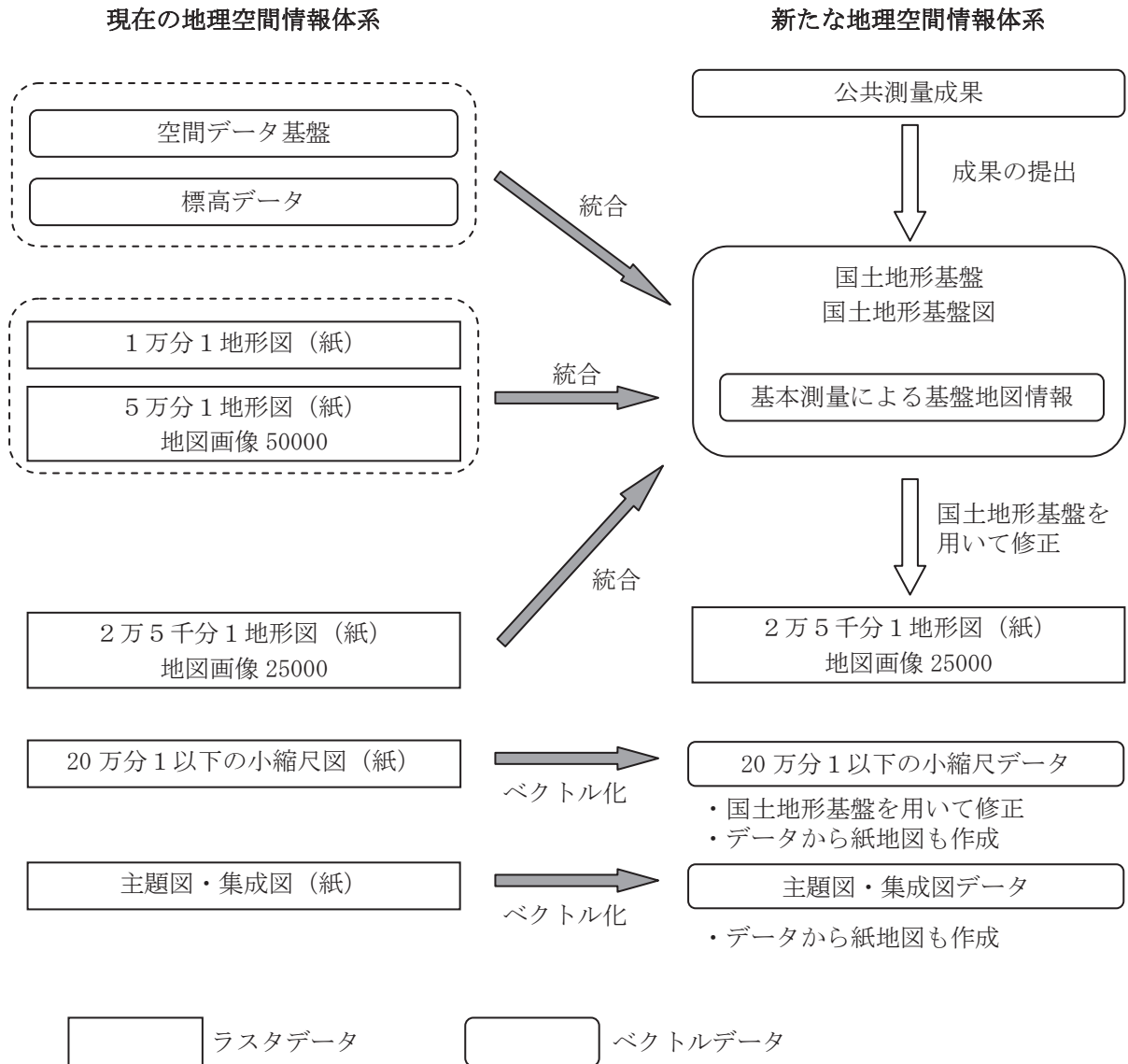


図-3 新たな地理空間情報体系

4. 国土地形基盤の整備・管理方法

前述のとおり、国土地理院における地理空間情報の中心として、2万5千分1地形図より位置精度の高いデータを含む国土地形基盤の整備を開始する。

国土地形基盤は、新たな基本図として国土地理院の地図に関する中心的な事業となるため、整備・管理方法について、特に整理しておく。

4. 1 全項目を対象とした定期的な修正

国土地形基盤の修正業務は、「位置の基準」となる「基盤地図情報(基本測量)」と一体的に運用する必要があることから、以下のようにする。

4. 1. 1 基盤地図情報との整合

同一地域の地理空間情報整備の二重作業を回避するため、より新しい「縮尺レベル2500」の「基盤地

図情報(基本測量)」が整備された地域の国土地形基盤のうち、基盤地図情報項目については、「基盤地図情報(基本測量)」をそのまま使用する。

4. 1. 2 「国土画像基盤(オルソ画像)」を用いた非基盤地図情報項目の修正

国土地形基盤には、国土管理、防災等への必要性の観点から、基盤地図情報以外の項目を含め、オルソ画像を利用して修正を行う。この際、取得地物の種類・規模について、国として整備する必要性を精査し、一定規模以上に限定する等の新たな取得基準を作成する。

4. 2 主要項目のリアルタイム修正

国土地形基盤は、2万5千分1地形図より高い位置精度を含むものであるが、今後、2万5千分1地

形図と同様にリアルタイム修正が必要となる。

国土地形基盤の修正においては、主要項目の修正の完全性を確保するため、リアルタイム修正対象項目を、基盤地図情報項目を中心とする項目に限定し、対象項目については100%の修正を行うことを原則とする。

5. 報告書のまとめ

5. 1 目的

紙地図主体であった従来の体系からデジタル情報を主体とした地理空間情報の体系に移行することにより、国及び地方公共団体が国土管理や災害対策等の行政事務を実施する上で不可欠な地理空間情報の整備を促進することを目的とする。

5. 2 各施策の効果

5. 2. 1 基本測量成果のデジタル化による利用拡大

現在、国土地理院がインターネットでの供覧用に提供しているデータの中には、基本測量成果に位置づけられていないものも含まれている。これらのデータは、最新の情報を含んだものでも測量法に基づく積極的な活用が困難であることから、基本測量成果として位置づけることが望ましい。

今回、測量法改正により、基本測量成果のオンライン提供を従来の有体物による刊行と同じように取り扱うことが可能となり、基本測量成果のインターネットによる閲覧・提供の環境が整った。今後、全ての基本測量成果をデジタル化し、基本測量成果としてインターネットを通じて閲覧に供するとともに、複製頒布機関からオンライン提供できる体制を整えることにより、最新のデジタルデータを利用した測量が実施できるようになる。

5. 2. 2 「基盤地図情報（基本測量）」の利用の促進

約10年前より作成してきた「空間データ基盤」は、修正スキームが確立している2万5千分1地形図とは独立に整備されたため、データの更新がほとんど行われてこなかったことが、利用が促進されなかった一因と考えられる。

今回、従来から修正スキームが確立している2万5千分1地形図と「基盤地図情報（基本測量）」を融合して、新たな基本図である国土地形基盤の整備を実施することにより、地方公共団体と協同して「基盤地図情報（基本測量）」の修正を実施できる体制が整うことから、各機関において、「基盤地図情報（基本測量）」の利用の促進が期待される。

5. 2. 3 「国土画像基盤（オルソ画像）」によるオルソ画像利用の拡大

日本では、「標高データは等高線から作成するもの」、「オルソ画像は地図に付随して作成するもの」という考え方で地図が整備されてきた。このため、公共測量作業規程では、標高データは等高線より、オルソ画像は地図より位置精度が低く設定されている。

しかし、主要先進国においては、精度の高い標高データを用いて空中写真からのオルソ画像の作成を行うことにより、地図作成の効率化を実現している。そのため、地図作成の途中成果として、作成されたオルソ画像も一般に提供されている。今回、我が国においても、精度の高いオルソ画像を国土画像基盤として整備し、主要先進国と同様な作業工程を執ることにより、作業を効率化するとともに、オルソ画像の提供が可能となる。

オルソ画像の整備を実施することにより、読図に不慣れな一般利用者に対して、画像により地表の情報を直接伝達することが可能となる。さらに、標高データと組み合わせることにより、等高線から地形を読み取ることに慣れていない一般の利用者にとって、地形の状況を簡単に知ることができるようになる。

5. 2. 4 従来の地理空間情報体系の見直しによるタイムラグ短縮やエラーの防止

従来、紙地図が主体であったため、2万5千分1、5万分1といった縮尺に対応した個別の地図を整備してきた。小縮尺の地図を作成するためには、これらの図を用いた作業が必要となることから、情報のタイムラグが発生するとともに、作業工程が増えることによるエラー混入の可能性がある。また、記号化による転位により、同一の地物が縮尺毎に異なる位置座標を持つことになり、正しい位置が不明になるといった問題があった。

新たな基本図である国土地形基盤は、表示縮尺を変更した場合でも共通の位置座標を持つこととなるため、転位等の処理に伴うタイムラグやエラーが発生することもない。

なお、20万分1以下の小縮尺図については、絶対的な位置を求めるためには用いないこと、作業量が少なくタイムラグが小さいことなどを勘案し、引き続き従来の体系で整備を継続するが、国土地形基盤を活用して修正を行う。

5. 2. 5 撮影と連動した効率的な地図修正の実施

従来、2万5千分1地形図は、紙地図を主体としていたため、修正計画の策定の際に紙地図の在庫状況等も参考にしてきた。一方、空中写真撮影は、国

土の周期撮影の観点から、地形図修正とはほぼ独立に平野部等について5年周期で行われている。

このため、地形図修正の時期が来ても、空中写真を使わずに計画図、現地測量等により地形図修正を実施することになり、周期撮影の成果を有効に活用できない場合があった。

今回、国土地形基盤の整備に伴い、紙地図の在庫状況とは独立に地図の更新周期を合わせるができるようになり、空中写真撮影の直後に国土地形基盤の修正を実施するという流れを取ることが可能になる。このため、人口の大部分を占める都市部（都市計画区域及びその周辺）において、国土地形基盤の全項目を定期的に修正する体制が整うことになり、全体として修正周期が短縮され、国民に対し、より新鮮な情報を提供できるようになる。

さらに、高速道路等の主要項目については、リアルタイム修正を実施するため、主要項目の情報は、さらに短い周期で利用することが可能になる。

5. 2. 6 基本図の位置精度の向上

現行の基本図である2万5千分1地形図の平面位置精度は17.5mである。しかし、GPSの単独測位でさえ10m程度の精度となっていることを考えると、GPSの測位精度が低下する都市の高層ビル地域や山間部を除けば、一般の利用者が非測量目的で行う測位の精度が地形図の位置精度より高くなっている。

基盤地図情報が満たすべき精度として、都市計画区域は2.5mと定められたところであるため、新しい基本図として、基盤地図情報の精度を満たす国土地形基盤を整備することとし、少なくとも都市計画区域においては、一般の利用者が精度の高い基本図を利用することができる体制を整える。

5. 3 おわりに

現在、国土を覆う最大縮尺の基本図としては、2万5千分1地形図が位置付けられている。2万5千分1地形図は、明治時代より作成を行ってきたが、戦前は一部地域に限定され、戦後になっても防衛関連で北海道を主体に作成するなど、全国整備はそれほど進まなかった。このため、国土を覆う基本図としての位置付けは、長い間5万分1地形図に与えられていた。

昭和39年に始まった第2次基本測量長期計画では、国土を覆う基本図として2万5千分1地形図を位置付け、昭和58年までに北方領土と竹島を除いて全国整備を完了した。

その後、測量技術が大きく進歩するとともに、1万分1地形図の作成、空間データ基盤の整備など、新たな事業が実施されてきたが、2万5千分1地形図とは独立に行われてきたため、2万5千分1地形

図そのものの精度向上は行われなかった。

今回、精度の高い国土地形基盤を新たな基本図として位置付けることは、昭和39年に定められた基本図体系を44年ぶりに見直すことである。平成21年度から始まる次の基本測量に関する長期計画では、新たな地理空間情報体系を盛り込み、「いつでも、どこでも、だれでも必要な精度で位置を知り、多様な媒体と必要な精度で地理情報が利用できる社会の実現」に向けて取り組んでいくこととする。

6. 今後の予定

平成20年6月に取りまとめられた地理空間情報体系分科会報告書を受け、同年8月の概算要求において、「国土地形基盤」及び「国土画像基盤」を中心とする新たな地理空間情報体系の予算要求を行った。

概算要求時点とは一部変更になったが、平成21年3月には予算が成立し、平成21年度からは新たな地理空間情報体系に基づいて業務を実施することとなった。平成21年度からの実施に向け、取得基準等を策定するための検討委員会を平成20年度に行った。

予算要求と並行し、新たな地理空間情報体系を盛り込んだ基本測量に関する長期計画を作成し、平成21年度から実施することとなった。

一方、取得基準等及び基本測量に関する長期計画の検討の中で、「『国土地形基盤』という用語は地下の岩盤をイメージするなど、地図をイメージできない」というような意見を有識者からいただいた。

そこで、平成11年頃から国土地理院で提唱している電子国土構想の基本図という意味を込め、国土地形基盤を「電子国土基本図（地図情報）」、国土画像基盤を「電子国土基本図（オルソ画像）」と呼び、これらに「電子国土基本図（地名情報）」を合わせた全体を「電子国土基本図」と呼ぶことにした。

今後は、国土地理院を中心として、2万5千分1地形図や空中写真に替わる新たな国土の基本図として、「電子国土基本図」を整備していくこととなる。